

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月1日 13時00分ごろ
発生場所	大分県 <small>さいき</small> 佐伯市 <small>ぼんしやう</small> 番匠川河口付近 トオドオ鼻灯台から真方位174° 1.2海里付近 (概位 北緯32° 57.6′ 東経131° 55.6′)
事故の概要	遊漁船 <small>ずいしん</small> 瑞真丸は、左に回頭中、また、プレジャーボート <small>ひこ</small> 彦丸は、北北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年1月9日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 瑞真丸、4トン 294-20302大分、個人所有 B プレジャーボート 彦丸、5トン未満（長さ4.18m） 294-11026大分、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：川面 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、船長Aが、手動操舵で操船に当たり、番匠川右岸の係留地へ向けて左に回頭中、前路に認めていた錨泊船に意識を向けながら回頭を続けていたとき、釣り客の声で番匠川を下って来るB船に接近していることに気付き、更に左へ舵を取ったがB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、番匠川河口に向けて北北東進中、船長Bが、回頭しながら接近するA船を認め、B船に用事があるに寄って来ているのだろうと置いていたところ、A船が速力を落とさずに接近するので危険を感じ、左舵を取ったものの、A船と衝突した。
分析	A船は、係留地に向けて左に回頭中、船長Aが、前路に認めていた錨泊船に意識を向けながら回頭を続けたことから、B船に接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、北北東進中、船長Bが、回頭しながら接近するA船を認めた際、B船に用事があるに寄って来ているのだろうと思い、同じ針

	<p>路、速力で航行を続けたことから、速力を落とさずに接近するA船に危険を感じて左舵をとったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が係留地に向けて左に回頭中、B船が北北東進中、船長Aが、前路に認めていた錨泊船に意識を向けながら回頭を続け、また、船長Bが、回頭しながら接近するA船を認めた際、B船に用事がある寄って来ているのだらうと思い、同じ針路、速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回頭中は、近くの障害物だけに意識を向けることなく、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 航行中、回頭しながら接近する他船を認めた場合、用事がある寄って来ているのだらうと思いつくことなく、速やかに注意を喚起するとともに、余裕のある時機に転舵するなど、衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>